

伊方町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年6月9日（火）13:30～
2. 開催場所 伊方町役場本庁 6階 大会議室
3. 農業委員 ①出席委員 13人
会長 3番 阿部 弘喜
委員 1番 山田 信一
2番 井上 藤人
4番 山口 勇一郎
5番 今泉 博司
6番 峯本 安彦
7番 島津 誠
8番 米田 慎一郎
9番 濱本 虎夫
10番 山下 美智子
11番 溜池 庸恭
12番 松澤 祐耶
13番 島崎 昭光

②欠席委員 1人
委員 14番 筒井 長衛

4. 農地利用最適化推進委員
① 出席推進委員 12人
第1区 門田 泰藏
第2区 宮本 寛
第5区 大野 信幸
第6区 松本 良造
第7区 西川 吾一
第8区 藤原 勲
第9区 松本 綱光
第10区 横山 忠文
第10区 田中 浩二
第11区 木野本 伸行
第12区 小田 光晴

第 13 区 河野 好晴

② 欠席推進委員 2 人

第 3 区 山寄 勝司

第 4 区 井上 光久

5. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 8 号 時効取得について

日程第 4 報告第 9 号 時効取得について

日程第 5 報告第 10 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について（相
続）

日程第 6 議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（売買）

日程第 7 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（贈与）

日程第 8 議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（贈与）

日程第 9 議案第 10 号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（案）
の決定について

日程第 10 議案第 11 号 伊方町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の
変更に係る意見書について

追加-① 報告第 11 号 農用地利用権設定解除申出について

追加-② 報告第 12 号 農用地利用権設定解除申出について

追加-③ 議案第 12 号 農地中間管理事業による農用地利用集積等推進計画（案）
の決定について

6. 出席した事務局職員

事務局長 菊池 拓也

専門員 中村 吉裕

主 事 宮本 聖真

7. 会議の概要

事務局長	それではただいまから、6月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、阿部会長からご挨拶を申し上げます。
阿部会長	(会長あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、農業委員会の事務局職員を私から、紹介いたします。 事務局長の <u>菊池</u> です。農林水産課長と兼務となっております。 職員、中村、宮本の3名体制で業務を担当します。 よろしくお願いいたします。 それでは、議事に入らせていただきます。議事の進行は、阿部会長にお願いします。
議 長	ただ今から、6月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、14名中 <u>13</u> 名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。 なお、14番・筒井委員は、欠席の旨通告がありましたので、ご報告します。 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 それでは、4番・山口委員、5番・今泉委員にお願いいたします。 次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。 会期は、本日の、1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 よって、会期は、本日の1日と決定しました。 それでは、議事を始める前に本日お配りしました、追加議案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	本日追加しました件について説明させていただきます。 今月中に国へ補助金申請する新規就農者、〇〇の□□ □□さん

事務局	〇〇歳 1 件と、法人名で農地を新規で借りる申請がありましたので、報告と関連しますので、併せて追加提案するものです。
議 長	ただ今、事務局から説明がありましたが、報告 2 件、議案 1 件を追加することに異議ございませんか。 (異議なし) それでは、異議なしと認め、議事を進行します
議 長	日程第 3、4「報告第 8 号、9 号 時効取得について」一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、1 ページの、報告第 8 号をご覧ください。 (報告書説明) 次のページお願いします。報告第 9 号です。 (報告書説明) 時効取得とは、民法第 162 条で「20 年間、所有の意思を持って、平穩に、かつ公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。」となっています。この場合、農地法第 3 条による許可は不要となります。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、この件について、質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑がないようですので、次に移ります。
議 長	日程第 5、「報告第 10 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出（相続）について」 事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、3 ページの、報告第 10 号をご覧ください。 (報告書説明) ただし、今回は、面積が小さく、場所も航空写真で確認しましたが、〇〇地区の〇〇神社と上側の町道にあります遊休農地でしたので、委員・推進委員さんへは、情報提供とゆうことで、あっせんの対象外とさせていただきますので、よろしくお願いします。

事務局	また、相続の届出になりますので、農地法の許可対象外となっております。以上で報告を終わります。
議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、この件について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑がないようですので、次に移ります。
議 長	日程第6、「議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請(売買)について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、4ページの、議案第7号をご覧ください。 5ページに位置図を載せております。 (議案説明) 売買価格は、〇〇万円で、10a 当たり〇〇万〇千円です。 説明は、以上です。よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、第1区、門田推進委員から報告をお願いします。
第1区 門田 推進委員	売買で所有権移転されます。 譲受人は、まじめに営農されておりますので、地域営農になんら影響はないと思います。 よろしくお願いいたします。
議 長	つづいて、1番、山田委員から何かございませんか。
1番 山田委員	門田推進委員の報告のとおりです。 ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見のある方は、挙手をお願いします。 (質問・意見なし) よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第7号について、原案のとり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議 長	(全員挙手) 全員賛成です。 よって議案第 7 号は原案のとおり決定しました。
議 長	日程第 7・8 議案第 8・9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請(贈与)について」同一議案ですので、一括して事務局からの説明を求めます。 なお、質疑はそれぞれ行います。
事務局	それでは、6 ページの議案第 8 号をご覧ください。 7・8 ページに位置図を載せております。 (議案説明) この相談は、〇〇にお住いの〇〇さんの息子さんから話を頂きました。長女と次女で、お互いが生前の内と言うことで、親族間で協議をした結果だそうです。営農状況について聞取りしたところ、あさじり程度だそうです。このままだと、関西に住んでいる次女の土地が、所有者不明地なる可能性がありますので、今のうちに母の名前にしたいという考えでした。 また、許可書発行後の段取りもできていることでした。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
議 長	この件に関して、西川推進委員から報告をお願いします。
第 7 区 西川 推進委員	親族間で相談した結果です。 所有者不明地になるよりは、いいと思います。
議 長	つづいて、7 番・島津委員からお願いします。
7 番 島津委員	特に補足はありません。許可後の話も出来ていますので、問題は無いと思います。
議 長	はい、ありがとうございます。 ただ今の説明について、ご意見がある方は挙手をお願いします。 (質疑・意見なし) よろしいですか、それでは、採決致します。議案第 8 号について、原

議 長	案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 8 号は原案のとおり決定しました。 次に移ります。
事務局	9 ページ、議案第 9 号をお願いします。 10 ページに位置図を載せております。 それでは、説明いたします。 (議案説明) 先程の件と同様に、姉妹間で協議した結果です。 これは、司法書士を通して、申請がありました。 以上で、説明を終わります。
議 長	私の担当地区です。姉妹で決めた事ですので、特に問題ないと思います。 ただ今の説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑・意見なし) よろしいですか、それでは採決致します。議案第 9 号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 9 号は原案のとおり決定しました。
議 長	日程第 9、「議案第 10 号、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」議題と致します。 なお、今回、私の利用権設定ですので、議事参与の制限から、委員本人などの場合は、議決権がありませんので、退室します。 したがいまして、この件について代理で、<u>濱本</u>委員に議長をお願いしますので、よろしくお願いします。 (事務局が阿部委員を退席させる。)
議 長 (濱本委員)	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	11 ページの議案第 10 号をご覧ください。 議案は、伊方町長より 5 月 20 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。

事務局	利用権の設定する計画が 3 件で、5 筆、面積は合計 3,103 m²です。 (議案説明) 以上で説明を終わります。
議 長 (濱本委員)	ただいま、事務局からの説明について、質疑のある方は、挙手をお願いします。 (質疑があれば、事務局が対応) よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第 10 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議長の任を終わります。
事務局	どうもありがとうございました。 (阿部会長と交代)
議 長	次に、日程第 10、「議案第 11 号 伊方町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見書について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	12 ページの議案第 11 号をご覧ください。 この件について、農林水産課から意見を求められていますので、可否について決定されたい。 これは、令和 8 年 1 月に、愛媛県の基本方針が変更されたことにより伊方町も所要の変更を行うものであります。 1 3 ページに回答書案を掲載しております。 1 4 ページ以降、新旧対象表を付けていますが、主な変更点のみ、説明させていただきます。 1 7 ページ、第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標について、黄色部 60 歳未満の基幹的農業従事者や新たに就農する若年労働力が減少する反面、高齢、専業農家や後継者のいない農家が急速に増加する等、脆弱な構造となっている。また、過疎化の進行も相まって、荒廃農地が増加する等農地の維持のみならず、農村集落の機能の維持そ

事務局

のものが困難な地域もみられる。

2点目、その下、さらには、近年の世界的な食糧情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクが高まっており、国内の農業生産基盤の増大が必要とされる中で、本町においても将来にわたり食料を安定的に供給するため、生産基盤の高度化や生産振興、担い手の育成確保等、総合的に施策を展開し、農業生産基盤の強化を実現する。

22ページ、第2農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標というところで、

3点目、7. 使用単価等、(2) 補助従事者、(3) 雇用賃金概ね1時間当たり、1, 100円に最低賃と合せて考えております。

これら主な町の基本的な構想の変更概要になります。

以上で、説明を終わります。

議長

ただいまの、事務局からの説明について、質疑のある方は、挙手をお願いします。

(質疑があれば、事務局が対応)

質疑が無いようですので、採決いたします。

議案第11号について、賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、よって議案第11号は、同意することに決定いたしました。

議長

それでは、追加に移ります。

報告第11・12号、「農用地利用権設定解除申出について」事務局から一括して説明をお願いします。

事務局

追加①の1ページをお開き下さい。

(報告書説明)

つづいて、2ページをお開き下さい。

(報告書説明)

この解除届出は、2件とも6月4日付けで伊方町長に提出されたものです。新規就農者の利用権に関連しております。又貸しにすると後でわからなくなるため、一度解除するものです。

以上で、説明を終わります。

議 長	ただいま、事務局からの説明がありましたが、内容について質疑はありませんか。 (質疑・意見なし) 意見がございませんので、次に移ります。
議 長	議案第 12 号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」を議題と致します。 事務局の説明を求めます。
事務局	資料 3 ページをお開き下さい。6 月 4 日付で追加の決定を求められています、利用権設定が、6 件、9 筆、面積は 7,004 ㎡です。 (議案説明) ○番から○番までが、新規就農される○○ ○○さん分です。 農業研修生としての研修期間が終わり、国の新規就農者補助金制度を利用します。 自身で農地を借りて営農することが申請条件となっております。 今回、借りられる面積が約 6 反です。この補助制度は、3 年間出まして、1 年間で 165 万円。売上と別ですが。合算して、600 万円以上収入が出ますと所得制限に係るようになっております。 このことから親とは、別経営になります。 次に、○番ですが、○○の○○○さんです。 今までは個人名で借りられていました。 今回初めて、農地法人で借りることになりました。もともとは、協力隊で来ていましたが、今では定住して、会社をおこして、営農されております。 ご存じの方もいると思います。 特に地元で、問題になった話は聞いておりません。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいま、事務局からの説明について、質疑のある方は、挙手をお願いします。 (質疑があれば、事務局が対応) よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第 12 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、原案のとおり決定いたしました。
それでは、その他に移ります。
皆さん初めてな方が多いと思います。
なんでも結構です。質問がある方はどうぞ。
(ある場合は、事務局で対応)
事務局からありませんか。

事務局

それでは、事務局から、令和7年度の実績を報告させていただきます。
・7年度実績の報告 (中村)
・農業委員会について (中村)
・全国農業新聞の送付について (宮本)
・活動日誌の説明について (宮本)
以上です。

議 長

他にないようですので、次回の農業委員会総会の日程を決めたいと思います。
事務局では、7月7日、火曜日、13時30分からの開催を、予定しているようですが、よろしいでしょうか。
それでは、以上をもちまして、伊方町農業委員会6月定例総会を閉会いたします。

8. 閉会

(閉会時間 14:13)